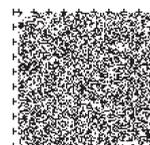
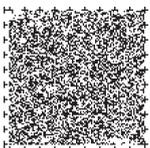


計画の基本理念

第 3 章 目標と施策の方向性

1. 計画における基本理念
2. 計画の基本的視点
3. 計画の体系





1. 計画における基本理念

基本理念

ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち

あらゆる世代の男女が、性別に関わらず、社会の一員としてさまざまな分野で個性と能力を発揮し、私たち一人一人がお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、本計画の基本理念を「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち」とします。また、この理念は計画の連続性、整合性を図る観点から、第1次計画の基本的な考えを継承するものです。

男女共同参画^{*1}社会の定義

「男女が、社会の対等な構成員として^{*2}、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画^{*3}する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき^{*4}社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

※1 「参画」

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。

※2 「社会の対等な構成員として」

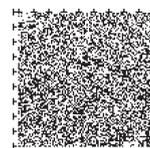
男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っていることを示しています。

※3 「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画」

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを示しています。また、参画する分野は、職域、学校、地域、家庭などのあらゆる分野のことを示しています。専業主婦を排除するものではありません。

※4 「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき」

男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができるとともに、責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担うことを示しています。



2. 計画の基本的視点

国の第4次男女共同参画基本計画では「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの視点を改めて強調し、男女共同参画社会のより一層の推進を図ることとしています。

これら国の視点と本計画で掲げる理念を踏まえ、本計画で定める施策を推進する上で、次の基本的視点を位置づけ、庁内関係部局や関係機関・団体などとの連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

1. あらゆる世代の男女が社会・地域に参画し、多様な意見が尊重されること

男女共同参画社会を目指す上で、市がやらなければならないこと（公助）、地域に住む人たちが助け合ってできること（共助）、市民が自らできること（自助）に目を向けて、多様な意見を取り入れ各種施策を展開することで、多様な立場から社会的視点や生活的視点、知恵や時間を活かせるように、政策・方針決定過程へ男女バランスがとれた参画を促進し、地域社会における男女共同参画推進を図ります。

2. 男女がともに職場・家庭での役割を担うこと

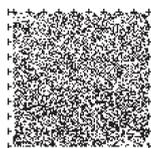
男性と女性が、職場でも家庭でも、互いに充実感を感じて生活していくために、働く男女が性別による不利益を受けることなく、ともに能力を発揮して、それぞれに仕事と生活のバランスのとれた生き方が実現できる社会の構築を推進します。

3. 男女が互いの個性や能力を尊重しあう対等な関係であること

個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる要因となっている固定的性別役割分担意識を解消するため、一人一人の意識の変革を推進します。また、暴力は身体的・精神的を問わず、人権を侵害するものであり、これらの背景には、固定的な役割分担や経済的格差など、男女の置かれている社会状況や差別意識による社会的・構造的な問題があると考えられています。性別に関わらず、一人一人が互いの人権や個性、能力を尊重し合う対等な関係を築き、生涯にわたり多様な選択が可能な社会の実現を推進します。

4. 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

全ての市民がいいききと暮らしていくためには、男女の身体的特性を認め合う必要があります。また、生涯を通じて心身ともに健康であることは男女共同参画社会の形成において重要であるため、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女がともに自覚を持って取り組める社会を推進します。



3. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向
あらゆる分野において 男女がともに 活躍できる環境づくり	市民協働・ボランティア・ 地域活動への参画の推進	1. 男女がともに参画する地域活動の推進・支援 2. 男女共同参画のまちづくりを進める学習 機会の充実と人材育成 3. 地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策
	政策・方針決定過程での 男女共同参画	1. 審議会・委員会等への女性の参加促進 2. 市役所における男女共同参画の推進
仕事も生活も大切に できる環境づくり	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)を 実現する支援の充実	1. 子育てや介護などの家事支援の充実 2. 仕事と家庭の両立のための環境の整備
	農林業、自営業などでの 男女共同参画の推進	1. 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境 の整備 2. 農林業分野での女性の参画推進
	雇用の分野での 男女平等の推進	1. 雇用の場での男女の均等待遇の確保 2. 女性の就労支援
個人の尊厳が 確立された 社会づくり	あらゆる男女間の 暴力的行為の根絶	1. 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実 2. 暴力根絶のための体制の充実
	男女共同参画推進の ための教育の充実	1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育 の推進 2. 男女共同参画の観点からの教育現場の整備 3. 教育現場での啓発事業
	多様な人々が安心して 暮らせる社会環境の整備	1. ひとり親家庭への生活自立支援 2. 高齢者が安心して暮らせる条件整備 3. 障害者が安心して暮らせる条件整備
男女共同参画の 視点に立った 意識・健康づくり	生涯を通じた男女の 健康支援	1. 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の 発育支援 2. 性差に応じた医療の推進 3. ライフステージに応じた心と体の健康支援 4. 性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実
	男女共同参画の 意識啓発の推進	1. 男女共同参画に関する広報・啓発活動・ 情報提供の充実 2. 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報 提供の充実 3. 男女共同参画に関する調査・ 研究や施策などへの取入れ

